

第12次鳥獣保護管理事業計画書

平成29年4月 1日から

5年間

平成34年3月31日まで

岐 阜 県

目次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第一 | 計画の期間 | 1 |
| 第二 | 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 | 1 |
| 1 | 鳥獣保護区の指定 | 1 |
| (1) | 方針 | 1 |
| ① | 指定に関する中長期的な方針 | 1 |
| ② | 指定区分ごとの方針 | 2 |
| (2) | 鳥獣保護区の指定等計画 | 3 |
| ① | 既指定鳥獣保護区の変更計画 | 4 |
| 2 | 特別保護地区の指定 | 6 |
| (1) | 方針 | 6 |
| ① | 指定に関する中長期的な方針 | 6 |
| ② | 指定区分ごとの方針 | 6 |
| (2) | 特別保護地区指定計画 | 7 |
| 3 | 休猟区の指定 | 9 |
| (1) | 方針 | 9 |
| (2) | 休猟区指定計画 | 9 |
| (3) | 特例休猟区の指定計画 | 9 |
| 4 | 鳥獣保護区の整備等 | 10 |
| (1) | 方針 | 10 |
| (2) | 整備計画 | 10 |
| ① | 管理施設の設置 | 10 |
| ② | 利用施設の整備 | 10 |
| ③ | 調査、巡視等の計画 | 10 |
| 第三 | 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 11 |
| 1 | 鳥獣の人工増殖 | 11 |
| (1) | 方針 | 11 |
| 2 | 放鳥獣 | 11 |
| (1) | 方針 | 11 |
| 第四 | 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 12 |
| 1 | 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 | 12 |
| (1) | 希少鳥獣 | 12 |
| (2) | 狩猟鳥獣 | 12 |
| (3) | 外来鳥獣等 | 12 |
| (4) | 指定管理鳥獣 | 12 |
| (5) | 一般鳥獣 | 12 |
| 2 | 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 | 13 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 許可しない場合の基本的考え方 | 13 |
| (2) 許可にあたっての条件の考え方 | 13 |
| (3) わなの使用にあたっての許可基準 | 13 |
| ① わなの構造に関する基準 | 13 |
| ② 標識の装着に関する基準 | 13 |
| (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 14 |
| (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 | 14 |
| 2-1 学術研究を目的とする場合 | 14 |
| (1) 学術研究 | 14 |
| ① 研究の目的及び内容 | 14 |
| ② 許可対象者 | 14 |
| ③ 鳥獣の種類・数 | 14 |
| ④ 期間 | 14 |
| ⑤ 区域 | 14 |
| ⑥ 方法 | 14 |
| ⑦ 捕獲等又は採取等後の処置 | 15 |
| (2) 標識調査 | 15 |
| ① 許可対象者 | 15 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 15 |
| ③ 期間 | 15 |
| ④ 区域 | 15 |
| ⑤ 方法 | 15 |
| ⑥ 捕獲等又は採取等後の処置 | 15 |
| 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合 | 16 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護 | 16 |
| ① 許可対象者 | 16 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 16 |
| ③ 期間 | 16 |
| ④ 区域 | 16 |
| ⑤ 方法 | 16 |
| (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 16 |
| ① 許可対象者 | 16 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 16 |
| ③ 期間 | 16 |
| ④ 区域 | 16 |
| ⑤ 方法 | 16 |
| (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 16 |
| ① 許可対象者 | 16 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| ② | 鳥獣の種類・数 | 16 |
| ③ | 期間 | 16 |
| ④ | 区域 | 17 |
| ⑤ | 方法 | 17 |
| 2-3 | 鳥獣の管理を目的とする場合 | 17 |
| (1) | 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 | 17 |
| ① | 基本的考え方 | 17 |
| ② | 鳥獣による被害発生予察表の作成 | 17 |
| 1) | 予察表 | 17 |
| 2) | 予察表に係る方針等 | 19 |
| 3) | 予察捕獲の許可基準 | 19 |
| ア | 予察捕獲ができる場合 | 19 |
| イ | 予察捕獲を行うことができる者 | 20 |
| ウ | 予察捕獲の対象種 | 20 |
| エ | 予察捕獲台帳の整備 | 20 |
| オ | その他 | 20 |
| ③ | 鳥獣の適正管理の実施 | 20 |
| 1) | 方針 | 20 |
| 2) | 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画 | 20 |
| ④ | 被害防止捕獲についての許可基準の設定 | 21 |
| 1) | 方針 | 21 |
| 2) | 許可基準 | 21 |
| ア | 許可権者 | 21 |
| イ | 許可の区分 | 21 |
| ウ | 捕獲者（個人以外の場合は従事者）の要件 | 21 |
| エ | 区域 | 23 |
| オ | 鳥獣の種類・数 | 23 |
| カ | 期間 | 24 |
| キ | 許可基準の特例の設定 | 25 |
| ク | 方法 | 25 |
| ⑤ | 被害防止捕獲の体制の整備等 | 25 |
| 1) | 方針 | 25 |
| 2) | 従事者の育成 | 25 |
| (2) | 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的 | 25 |
| ① | 許可対象者及び従事者 | 26 |
| ② | 鳥獣の種類・数 | 26 |
| ③ | 期間 | 26 |
| ④ | 区域 | 26 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| ⑤ 方法 | 26 |
| 2-4 その他特別の事由の場合 | 26 |
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 26 |
| ① 許可対象者 | 26 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 26 |
| ③ 期間 | 26 |
| ④ 区域 | 26 |
| ⑤ 方法 | 26 |
| (2) 愛がんのための飼養の目的 | 26 |
| (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 26 |
| ① 許可対象者 | 26 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 26 |
| ③ 期間 | 26 |
| ④ 区域 | 27 |
| ⑤ 方法 | 27 |
| (4) 鵜飼漁業への利用の目的 | 27 |
| ① 許可対象者 | 27 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 27 |
| ③ 期間 | 27 |
| ④ 区域 | 27 |
| ⑤ 方法 | 27 |
| (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 27 |
| ① 許可対象者 | 27 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 27 |
| ③ 期間 | 27 |
| ④ 区域 | 27 |
| ⑤ 方法 | 27 |
| (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 | 27 |
| 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 28 |
| 3-1 捕獲許可した者への指導 | 28 |
| (1) 捕獲物又は採取物の処理等 | 28 |
| (2) 捕獲従事者の指揮監督 | 28 |
| (3) 危険の予防 | 28 |
| (4) 錯誤捕獲の防止 | 29 |
| 3-2 許可に関する事務処理の市町村への移譲 | 29 |
| 3-3 鳥類の飼養登録 | 29 |
| (1) 方針 | 29 |
| (2) 飼養適正化のための指導内容 | 29 |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 3-4 | 販売禁止鳥獣等 | 29 |
| (1) | 許可の考え方 | 29 |
| (2) | 許可の条件 | 30 |
| 3-5 | 捕獲等又は採取等の情報の収集 | 30 |
| 3-6 | 捕獲の確認 | 30 |
| (1) | 捕獲実施の確認 | 30 |
| (2) | 捕獲個体の処理の確認 | 30 |
| 3-7 | 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 | 30 |
| 第五 | 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | 31 |
| 1 | 特定猟具使用禁止区域の指定 | 31 |
| (1) | 方針 | 31 |
| (2) | 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 32 |
| 2 | 特定猟具使用制限区域の指定 | 35 |
| (1) | 方針 | 35 |
| 3 | 猟区の設定 | 35 |
| (1) | 方針 | 35 |
| 4 | 指定猟法禁止区域 | 35 |
| (1) | 方針 | 35 |
| (2) | 許可の考え方 | 35 |
| (3) | 条件の考え方 | 36 |
| 第六 | 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | 37 |
| 1 | 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 | 37 |
| (1) | 計画作成の目的 | 37 |
| (2) | 対象鳥獣 | 37 |
| (3) | 計画期間 | 37 |
| (4) | 対象地域 | 37 |
| (5) | 計画の目標 | 37 |
| 2 | 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 | 37 |
| (1) | 計画作成の目的 | 37 |
| (2) | 対象鳥獣 | 37 |
| (3) | 計画期間 | 38 |
| (4) | 対象地域 | 38 |
| (5) | 計画の目標 | 38 |
| 3 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 | 39 |
| (1) | 目的 | 39 |
| (2) | 実施期間 | 39 |
| (3) | 実施区域 | 39 |
| (4) | 目標 | 39 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| (5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 | 39 |
| 4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針 | 39 |
| 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | 40 |
| 1 基本方針 | 40 |
| 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 | 40 |
| (1) 方針 | 40 |
| (2) 管理対象鳥獣生息状況調査 | 40 |
| (3) 希少鳥獣等保護調査 | 41 |
| (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 41 |
| (5) カモ類糞便調査 | 41 |
| 3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 41 |
| 4 狩猟対策調査 | 42 |
| (1) 方針 | 42 |
| (2) 狩猟鳥獣生息調査 | 42 |
| (3) 放鳥効果測定調査 | 42 |
| (4) 狩猟実態調査 | 42 |
| 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 43 |
| 1 鳥獣行政担当職員 | 43 |
| (1) 方針 | 43 |
| (2) 設置計画 | 43 |
| (3) 研修計画 | 44 |
| 2 鳥獣保護管理員 | 44 |
| (1) 方針 | 44 |
| (2) 設置計画 | 44 |
| (3) 年間活動計画 | 44 |
| (4) 研修計画 | 45 |
| 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保 | 45 |
| (1) 方針 | 45 |
| (2) 研修計画 | 45 |
| (3) 狩猟免許取得者・捕獲従事者の確保・育成 | 45 |
| (4) 専門的知見を持つ人材の育成・確保 | 46 |
| 4 取締り | 46 |
| (1) 方針 | 46 |
| (2) 年間計画 | 46 |
| 5 岐阜県野生鳥獣リハビリセンター | 46 |
| (1) 方針 | 46 |
| (2) 施設整備計画 | 46 |
| 6 必要な財源の確保 | 47 |

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第九 | その他 | 48 |
| 1 | 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 48 |
| 2 | 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い | 48 |
| 3 | 狩猟の適正管理 | 48 |
| 4 | 入猟者承認制度に関する事項 | 48 |
| 5 | 傷病野生鳥獣救護の基本的な対応 | 48 |
| (1) | 方針 | 48 |
| (2) | 救護個体の取り扱い | 49 |
| 6 | 安易な餌付けの防止 | 49 |
| (1) | 方針 | 49 |
| (2) | 年間計画 | 49 |
| 7 | 感染症への対応 | 49 |
| 8 | 普及啓発 | 50 |
| (1) | 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発 | 50 |
| ① | 方針 | 50 |
| ② | 事業の年間計画 | 50 |
| ③ | 愛鳥週間行事等の計画 | 50 |
| (2) | 野鳥の森等の整備 | 50 |
| (3) | 愛鳥パートナー校の育成 | 51 |
| ① | 方針 | 51 |
| ② | 内容 | 51 |
| (4) | 法令等の普及徹底 | 51 |
| ① | 方針 | 51 |
| ② | 年間計画 | 51 |

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、海拔3,000mを超える山岳地帯から海拔0mの平野部に及ぶ起伏に富んだ地形を有しており、多くの大小河川を擁する緑豊かな自然環境に恵まれている。

このような地理的条件から植物の種類は多く、種子植物、シダ植物を合わせて2,800を超える種が確認されており、北方系植物の南限、南方系植物の北限となり、植物区系の接点地域が多く存在する。また、森林植生においても、濃尾平野をめぐる丘陵地帯のアカマツの天然林、東濃東部の山岳地帯のヒノキ、サワラ等の針葉樹とミズメ、ナラ等の広葉樹が混交した天然林、飛騨の山岳地帯におけるブナの温帯性広葉樹林等変化に富んでいる。

また、鳥類は280、哺乳類は50を超える種が確認され、鳥獣の種類及び生息数ともに豊富である。北アルプスの標高2,400～3,000mの高山帯には、県の鳥で特別天然記念物にも指定されているライチョウが生息しており、木曾川、長良川、揖斐川の下流域には毎年2万～3万羽のカモ類が渡来している。また、県内にはニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の大型獣類が生息しており、キツネ、タヌキ、イタチ、テン等中小型の獣類も広く分布している。

鳥獣の保護を図るために指定している県指定鳥獣保護区は、第11次鳥獣保護事業計画終了時で県内に107箇所(別に国指定2箇所)、55,273ha(別に国指定20,546ha)が指定されている。指定区分別でみると、森林鳥獣生息地の保護区が最も多く、県指定鳥獣保護区面積の約8割にあたる83箇所、51,125haが指定されている。

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境を保持し改善する上で欠くことのできないものである。しかし、その一方で、ニホンジカやイノシシ、カワウ等一部の野生鳥獣においては生息数の増加や生息域の拡大によって、農林水産業や生態系に多大な被害を及ぼすだけでなく、野生鳥獣との接触による事故発生など人間生活そのものに危険が及ぶなど軋轢が深刻化している。

このような状況を踏まえ、第12次鳥獣保護管理事業計画における鳥獣保護区の指定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ・ 鳥獣の生息状況や生息環境等を考慮し、重要な生息地を優先的に指定する。
- ・ 県内全域において生物多様性を保全するため、偏りなく配置するよう配慮する。
- ・ 野生鳥獣保護管理の専門家、関係市町村、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣との共生が図られるように十分留意する。
- ・ 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全することと併せ、社会的環境及び利害関係者の意向の変化も考慮し、鳥獣保護区の指定期間は10年間とする。
- ・ 計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、原則として期間更新を行うこととするが、鳥獣による農林水産業被害等を踏まえて、区域の見直しや期間更新をしないことについても検討する。

② 指定区分ごとの方針

(第1表)

| 指定区分 | 方針 |
|--------------|---|
| 森林鳥獣生息地の保護区 | 森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するため、森林鳥獣生息地の保護区を指定する。 |
| 大規模生息地の保護区 | 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、大規模生息地の保護区を指定する。 |
| 集団渡来地の保護区 | 集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。 |
| 集団繁殖地の保護区 | 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、これらの繁殖地である断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域について、集団繁殖地の鳥獣保護区を指定する。 |
| 希少鳥獣生息地の保護区 | 希少鳥獣等その他の絶滅のおそれがある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。 |
| 生息地回廊の保護区 | 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。 |
| 身近な鳥獣生息地の保護区 | 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。 |

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

面積:ha (第2表)

| 区 分 | 鳥獣保護区指定の目標 | 既指定鳥獣保護区(A) | 年 度 | 本計画期間に指定する鳥獣保護区 | | | | | | 本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 | | | | | | |
|----------|------------|-------------|--------|-----------------|----|----|----|----|------|-------------------|----|----|----|----|------|---|
| | | | | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(B) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(C) | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 87 | 83 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 26,100 | 51,125 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大規模生息地 | 箇所 | | 0 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 0 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団渡来地 | 箇所 | | 5 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 1,803 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | 1 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 345 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | 2 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 492 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生息地回廊 | 箇所 | | 0 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 0 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | 16 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 1,508 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 箇所 | | 107 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | 55,273 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 | | | | | | 本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 | | | | | | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の鳥獣保護区** |
|-------------------|----|----|----|----|------|------------------------|----|----|----|----|------|------------|---------------|
| 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(D) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(E) | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | △4 | 79 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 388 | 56 | 73 | 0 | 0 | 517 | △517 | 50,608 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,803 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 345 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 492 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,508 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | △4 | 103 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 388 | 56 | 73 | 0 | 0 | 517 | △517 | 54,756 |

* 箇所数: B-E
面積: B+C-D-E

** 箇所数: A+B-E
面積: A+B+C-D-E

① 既指定鳥獣保護区の変更計画

面積:ha (第3表)

| 年度 | 所在地 (市町村名) | 名称 | 指定区分 | 変更区分 | 指定面積の異動 | | | 変更後の指定期間 | 変更理由等 |
|--------|---------------|------------|----------|-------|------------|----------|--------------------|--------------------|-----------|
| | | | | | 異動前 の面積 | 異動 面積 | 異動後 の面積 | | |
| 平成29年度 | 山口市 | 釜ヶ谷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 694 | 0 | 694 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 山口市 | 伊自良川 | 集団渡来地 | 期間更新 | 17 | 0 | 17 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 山口市 | 大桑小学校 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 1 | 0 | 1 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 本巣市 | 川内 | 森林鳥獣生息地 | 満了 | 150 | 150 | 0 | - | 鳥獣被害増大のため |
| | 揖斐川町 | 揖斐川 | 森林鳥獣生息地 | 満了 | 238 | 238 | 0 | - | 鳥獣被害増大のため |
| | 揖斐川町 | 川尻 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 364 | 0 | 364 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 関市 | 小瀬見 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 226 | 0 | 226 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 関市 | 武芸川町 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 136 | 0 | 136 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 関市 | 高沢 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 38 | 0 | 38 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 関市 | 諸神 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 200 | 0 | 200 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 郡上市 | 初河 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 530 | 0 | 530 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 郡上市 | 宮奥 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 383 | 0 | 383 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 郡上市 | 奥山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 410 | 0 | 410 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 郡上市 | ひるがの高原 | 集団繁殖地 | 期間更新 | 345 | 0 | 345 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 多治見市 | 虎溪山 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 560 | 0 | 560 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 中津川市 | 愛宕山 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 1 | 0 | 1 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 恵那市 | 城山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 347 | 0 | 347 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 下呂市 | 大川平 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 500 | 0 | 500 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 下呂市 | 黒石谷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 509 | 0 | 509 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| | 高山市 | 高山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 250 | 0 | 250 | H29.11.1~H39.10.31 | |
| 高山市 | 猪之鼻 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 1,835 | 0 | 1,835 | H29.11.1~H39.10.31 | | |
| 高山市 | 城山 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 24 | 0 | 24 | H29.11.1~H39.10.31 | | |
| 飛騨市 | 塩屋大谷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 436 | 0 | 436 | H29.11.1~H39.10.31 | | |
| 白川村 | 田ノ平 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 1,104 | 0 | 1,104 | H29.11.1~H39.10.31 | | |
| 計 | | | | 24箇所 | 9,298 | 388 | 8,910 | | |
| 平成30年度 | 岐阜市 | 椿洞畜産センター周辺 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 115 | 0 | 115 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 本巣市 | 竹原 | 森林鳥獣生息地 | 満了 | 56 | 56 | 0 | - | 鳥獣被害増大のため |
| | 郡上市 | 上会津 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 720 | 0 | 720 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 郡上市 | 大杉 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 400 | 0 | 400 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 多治見市 | 喜多緑地公園 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 29 | 0 | 29 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 中津川市 | 富士見台 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 125 | 0 | 125 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 下呂市 | 信貴山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 350 | 0 | 350 | H30.11.1~H40.10.31 | |

| | | | | | | | | | |
|--------|-----------|-------------|----------|------|--------|-----|--------|--------------------|-----------|
| | 下呂市 | 中合 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 537 | 0 | 537 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 下呂市 | 金山湖 | 集団渡来地 | 期間更新 | 525 | 0 | 525 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 高山市 | 段・位山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 313 | 0 | 313 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 高山市 | 歩み山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 400 | 0 | 400 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 高山市 | 安国寺 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 116 | 0 | 116 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| | 高山市 | 金木戸 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 3,534 | 0 | 3,534 | H30.11.1~H40.10.31 | |
| 計 | | | | 13箇所 | 7,220 | 56 | 7,164 | | |
| 平成31年度 | 関市 | 21世紀の森 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 132 | 0 | 132 | H31.11.1~H41.10.31 | |
| | 郡上市 | 大栃北部 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 780 | 0 | 780 | H31.11.1~H41.10.31 | |
| | 多治見市 | かさはら潮見の森 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 139 | 0 | 139 | H31.11.1~H41.10.31 | |
| | 下呂市 | 南飛驒健康増進センター | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 250 | 0 | 250 | H31.11.1~H41.10.31 | |
| | 高山市 | 阿多野郷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 281 | 0 | 281 | H31.11.1~H41.10.31 | |
| | 飛驒市 | 横山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 67 | 0 | 67 | H31.11.1~H41.10.31 | |
| 計 | | | | 6箇所 | 1,649 | 0 | 1,649 | | |
| 平成32年度 | 山県市 | みやまの森 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 21 | 0 | 21 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 揖斐川町 | 日坂 | 森林鳥獣生息地 | 満了 | 73 | 73 | 0 | - | 鳥獣被害増大のため |
| | 関市 | 迫間 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 155 | 0 | 155 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 関市 | 安桜山 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 70 | 0 | 70 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 郡上市 | 稲成 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 294 | 0 | 294 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 白川町 | 宇枯 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 110 | 0 | 110 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 白川町 | 下山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 269 | 0 | 269 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 多治見市 | 東町 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 39 | 0 | 39 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 中津川市, 恵那市 | 阿木川 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 1,935 | 0 | 1,935 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| | 飛驒市 | 三合谷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 788 | 0 | 788 | H32.11.1~H42.10.31 | |
| 計 | | | | 10箇所 | 3,754 | 73 | 3,681 | | |
| 平成33年度 | 関市 | 桐谷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 620 | 0 | 620 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 郡上市 | 日出雲 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 950 | 0 | 950 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 郡上市 | 水沢上 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 602 | 0 | 602 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 七宗町 | 七宗山 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 391 | 0 | 391 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 八百津町 | 旧潮南中学校 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 2 | 0 | 2 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 中津川市 | 夕森公園 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 626 | 0 | 626 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 恵那市 | 恵那高原 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 695 | 0 | 695 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 恵那市 | 笠置山 | 身近な鳥獣生息地 | 期間更新 | 335 | 0 | 335 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| | 高山市 | 金山谷 | 森林鳥獣生息地 | 期間更新 | 621 | 0 | 621 | H33.11.1~H43.10.31 | |
| 計 | | | | 9箇所 | 4,842 | 0 | 4,842 | | |
| 合計 | | | | 62箇所 | 26,763 | 517 | 26,246 | | |

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域のうち植生、地形等の自然的条件が鳥獣の生息環境として優れており、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる地区について積極的な指定に努める。

第11次鳥獣保護事業計画終了時における県指定特別保護地区は、県内で20箇所（別に国指定2箇所）、1,594ha（別に国指定2,510ha）が指定されており、県指定鳥獣保護区面積に占める割合は約3%である。

特別保護地区の指定にあたっては、土地所有者等の同意を得るとともに地元利害関係者とも十分に調整を図る。また、特別保護地区の指定期間は、原則として、県指定の鳥獣保護区の指定期間と一致させる。第12次鳥獣保護管理事業計画において期間が満了する特別保護地区は、原則として再指定に努めるが、地元利害関係者から十分に意見を聴取したうえで地区の指定を行う。

② 指定区分ごとの方針

(第4表)

| 指定区分 | 方針 |
|--------------|--|
| 森林鳥獣生息地の保護区 | 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。 |
| 大規模生息地の保護区 | 猛きん類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。 |
| 集団渡来地の保護区 | 渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。 |
| 集団繁殖地の保護区 | 保護対象となる鳥類、コウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。 |
| 希少鳥獣生息地の保護区 | 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。 |
| 生息地回廊の保護区 | 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。 |
| 身近な鳥獣生息地の保護区 | 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。 |

(2) 特別保護地区指定計画

面積:ha (第5表)

| 区 分 | 特別保護地区 指定の目標 | 既指定特別保護地区(A) | 年 度 | 本計画期間に指定する特別保護地区 (期間満了後再指定も含む) | | | | | | 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 | | | | | |
|----------|-----------------|--------------|-----|-----------------------------------|----|----|----|----|------|--------------------|----|----|----|----|------|
| | | | | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(B) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(C) |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 42 | 箇所 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 5,113 | 面積 | 390 | 0 | 67 | 0 | 0 | 457 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大規模生息地 | 箇所 | 0 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0 | 面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団渡来地 | 箇所 | 1 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 72 | 面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団繁殖地 | 箇所 | 1 | 箇所 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 30 | 面積 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | 0 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0 | 面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生息地回廊 | 箇所 | 0 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0 | 面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | 5 | 箇所 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 211 | 面積 | 65 | 0 | 0 | 29 | 0 | 94 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 箇所 | 20 | 箇所 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 1,594 | 面積 | 485 | 0 | 67 | 79 | 0 | 631 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 | | | | | | 本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (期間満了後再指定も含む) | | | | | | 計画期間中の 増△減* | 計画終了時の 特別保護地区 ** |
|--------------------|----|----|----|----|------|--|----|----|----|----|------|----------------|------------------------|
| 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(D) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(E) | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 5 | △1 | 12 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 390 | 0 | 67 | 50 | 0 | 507 | △50 | 1,231 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 | 30 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 5 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 65 | 0 | 0 | 29 | 0 | 94 | 0 | 211 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 9 | △1 | 19 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 485 | 0 | 67 | 79 | 0 | 631 | △50 | 1,544 |

* 箇所数: B-E
面積: B+C-D-E

** 箇所数: A+B-E
面積: A+B+C-D-E

| 年度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 備考 |
|--------|---------------|--------|----------|-----|--------|--------------------|------------|
| | 所在地 (市町村名) | 名称 | 指定区分 | 面積 | 指定面積 | 指定期間 | |
| 平成29年度 | 揖斐川町 | 川尻 | 森林鳥獣生息地 | 364 | 118 | H29.11.1~H39.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| | 郡上市 | 初河 | 森林鳥獣生息地 | 530 | 150 | H29.11.1~H39.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| | 郡上市 | ひるがの高原 | 集団繁殖地 | 345 | 30 | H29.11.1~H39.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| | 多治見市 | 虎溪山 | 身近な鳥獣生息地 | 560 | 41 | H29.11.1~H39.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| | 高山市 | 城山 | 身近な鳥獣生息地 | 24 | 24 | H29.11.1~H39.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| | 飛騨市 | 塩屋大谷 | 森林鳥獣生息地 | 436 | 122 | H29.11.1~H39.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| 計 | | | | 6箇所 | 485 | | |
| 平成31年度 | 飛騨市 | 横山 | 森林鳥獣生息地 | 67 | 67 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| 計 | | | | 1箇所 | 67 | | |
| 平成32年度 | 揖斐川町 | 日坂 | 森林鳥獣生息地 | 0 | 0 | - | 満了(△50ha) |
| | 関市 | 安桜山 | 身近な鳥獣生息地 | 70 | 29 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定、面積変更なし |
| 計 | | | | 1箇所 | 29 | | △50ha |
| 合計 | | | | 8箇所 | 581 | | △50ha |

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

指定期間は、原則として3年とし、道路、河川、鉄道等の現場で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。なお、休猟区の指定にあたっては、鳥獣による農林水産業被害が増大していることから、農林水産業関係者及び地元住民等の理解が十分得られるよう留意する。

(2) 休猟区指定計画

面積:ha (第7表)

| 年度 | 所在地 (市町村名) | 名称 | 指定面積 | 指定期間 | 備 考 |
|--------|---------------|--------|-------|------------------------|-----|
| 平成29年度 | 郡上市 | ひるがの | 459 | H29. 11. 1～H32. 10. 31 | |
| | 郡上市 | 前谷・大日 | 1,000 | H29. 11. 1～H32. 10. 31 | |
| 計 | | 2箇所 | 1,459 | | |
| 平成30年度 | 郡上市 | 西洞 | 340 | H30. 11. 1～H33. 10. 31 | |
| | 郡上市 | 芦倉・天狗山 | 1,320 | H30. 11. 1～H33. 10. 31 | |
| 計 | | 2箇所 | 1,660 | | |
| 平成31年度 | 郡上市 | 石徹白 | 950 | H31. 11. 1～H34. 10. 31 | |
| | 郡上市 | 大日岳 | 1,200 | H31. 11. 1～H34. 10. 31 | |
| 計 | | 2箇所 | 2,150 | | |
| 合計 | | 6箇所 | 5,269 | | |

(3) 特例休猟区の指定計画

第二種特定鳥獣管理計画を策定しているイノシシ及びニホンジカについては、県内に指定する全ての休猟区において特例休猟区として、狩猟が可能な区域としている。第二種特定鳥獣管理計画更新時に各種モニタリング調査結果をもとに、特例休猟区指定の必要性について検討する。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、その境界を明確にするため標識（制札、標柱）を設置し、狩猟者及び地元住民に対して周知に努める。それぞれの鳥獣保護区の指定目標を達成するため、自然環境の保全に努める。また、身近な鳥獣生息地の保護区においては、人と野生鳥獣のふれあいや環境教育の場として活用を図る。

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り及び標識等の施設の管理等を行うため、必要に応じて岐阜地域環境室及び県事務所（以下「県事務所等」という。）担当職員及び自然保護員による鳥獣保護区内の調査、巡視等を行う。また、必要に応じて鳥獣の生息環境を整えるため保全事業を実施する。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

標識類の設置については、必要に応じて維持管理を実施し、期間更新の鳥獣保護区及び再指定の特別保護地区には必要に応じて新しく制札、標柱を設置する。

② 利用施設の整備

利用施設の整備については、必要に応じて整備（維持補修等を含む）を実施する。

③ 調査、巡視等の計画

(第8表)

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 管理員等 | 箇所数 | 107箇所 | 105箇所 | 104箇所 | 103箇所 | 103箇所 |
| | 人数 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| 管理のための調査の実施 | | 平成30年度更新予定の鳥獣保護区等 | 平成31年度更新予定の鳥獣保護区等 | 平成32年度更新予定の鳥獣保護区等 | 平成33年度更新予定の鳥獣保護区等 | 平成34年度更新予定の鳥獣保護区等 |

※期間更新の鳥獣保護区の鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護区等の標識等の点検とその管理、野生鳥獣による農林水産物の被害状況調査を実施。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

現在、希少鳥獣等の人工増殖については県で実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、原則として本県に生息する個体(同一の亜種のものに限る)のみを対象とする。

(第9表)

| 年 度 | 希少鳥獣等 | | 狩猟鳥獣 | | 備 考 |
|--------|-------|--------|---------|----------------------------------|-----|
| | 鳥獣名 | 実施方法 | 鳥獣名 | 指導方法 | |
| 平成29年度 | | 実施予定なし | ヤマドリ・キジ | 養殖業者等に対して、地域個体群間の交雑防止等について助言を行う。 | |
| 平成30年度 | | 実施予定なし | 同上 | 同上 | |
| 平成31年度 | | 実施予定なし | 同上 | 同上 | |
| 平成32年度 | | 実施予定なし | 同上 | 同上 | |
| 平成33年度 | | 実施予定なし | 同上 | 同上 | |

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥獣で生息数が減少しており人工繁殖技術が確立されているヤマドリを計画的に放鳥し、自然界での繁殖を促進させ、生息数の増加を図る。放鳥はヤマドリの生息適地であって生息数の増加が必要と認められる鳥獣保護区及び休猟区内で行う。

しかし、鳥獣は植物や多くの魚類とは異なり、行動の多くを親から学習しており、人工的に繁殖・飼育した鳥獣は外敵や餌の知識を持たないため、環境に順応して定着できる個体の割合は低いこと、また、野生の個体とは異なる病原微生物を保有し厳しい自然環境中で生存している個体群に大きな影響を与える可能性があることが指摘されている。

したがって、ヤマドリに装着した標識(足環)により放鳥後の定着状況調査を行うとともに、狩猟者等から目撃情報を収集するなど生息状況を調査し、放鳥の廃止について検討する。

放鳥するヤマドリは、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないものとし、特に国内で高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のヤマドリの養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、放鳥実施の一時的な見合わせについても検討する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項により環境省令で定められた鳥獣及び岐阜県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に分類されている鳥獣とする。適切な保護のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。特に、絶滅のおそれがある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づくとともに、岐阜県希少野生生物保護条例により種の指定及び捕獲等の禁止を行い、必要に応じて保護増殖事業を実施することにより、種及び地域個体群の保存を図る。

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第7項により環境省令で定められた鳥獣とする。適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査により生息状況等の把握に努める。また、関係行政機関等から情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、それらの結果から、必要に応じて捕獲の制限、被害防止及び個体数の調整を目的とした捕獲等を行い、被害を防止するとともに個体群が存続するよう保護及び管理を推進する。ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された種については(3)に準じた管理を図るものとする。さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な実施により被害防止及び地域個体群の存続を図る。

なお、岐阜県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に分類される鳥獣に関しては狩猟の禁止を検討し、準絶滅危惧及び情報不足に分類される鳥獣に関しては不要な捕獲等は控えるよう狩猟の自粛を要請するものとする。

(3) 外来鳥獣等

本来、岐阜県内に生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系に係る被害が生じている鳥獣とする。自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき指定され、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び被害防止を目的とした捕獲を推進し被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

法第2条第5項により環境省令で定められた鳥獣（イノシシ及びニホンジカ）とする。適切な管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査により生息状況等の把握に努めるとともに生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、地域個体群の存続に配慮しつつも積極的な狩猟、被害防止及び個体数の調整を目的とした捕獲を実施する等、第二種特定鳥獣管理計画に基づく施策を積極的に推進し、被害の防止を図る。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を検討する。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可にあたっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

法第9条に規定される鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、次の場合には許可しない。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして、明らかに捕獲等の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2) 許可にあたっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲等する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数等に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用にあたっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締め付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。なお、ツキノワグマの爪や歯が引っ掛らない構造のはこわなの使用に努める。

② 標識の装着に関する基準

わなの使用にあたっては、法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

- (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。
- (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方
捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する研究調査を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

銃器を使用する場合は、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証を交付されている者であること。

また、銃器を使用する場合、又は、法定猟具によりツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカを捕獲する場合については、次のi、ii、iiiの全てを満たす者であること。ただし、i、ii、iiiの全てを満たす者が捕獲者となり指導する場合にはiからiiiのいずれにも該当しない者を捕獲者とするができる。この場合、i、ii、iiiの全てを満たす者は事故又は違反を生じないよう実地に管理しなければならない。

- i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。
- ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は当該許可を受けている者。
- iii 実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であること。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下、「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来

鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

- 3) 空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるので、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、使用する空気銃の性能及び対象鳥獣の大きさ等を考慮し、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合にはこの限りでない。
 - 4) 銃器による止めさしは、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占有したとはいえない場合に行うことについては、以下の4点を満たす場合にあっては、法にいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解される。
 - ・わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
 - ・わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ・わなを仕掛けた捕獲者等の同意に基づき行われるものであること。
 - ・銃器の使用にあたっての安全性が確保されているものであること。
 - 5) 使用する銃器は、猟銃・空気銃所持許可証の銃器毎の用途欄に「狩猟」が記載されているものであること。
- ⑦ 捕獲等又は採取等後の処置
- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。また、目的とする研究の後、個体の適切な処分又は標本としての保管が行われるものであること。
 - 2) 個体識別等の目的で足環、耳標等標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
 - 3) 電波発信機、標識の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、関連法令に準拠するものであって、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- ① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼を受けた者を含む。）。
- ② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間

1年以内。
- ④ 区域

法施行規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法

網、わな又は手捕。
- ⑥ 捕獲等又は採取等後の処置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、自然保護員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用する。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）、自然保護員その他特に必要と認められる者（動物病院勤務獣医師等）。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

- ④ 区域
必要と認められる区域。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）の防止の目的での捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても許可するものとする。

その捕獲等は、原則として被害防除対策の実施を前提に行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。生息数が少ない鳥獣の捕獲等には特に慎重に扱うものとする。

被害防止捕獲の実施にあたっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。

被害防止捕獲は、鳥獣の種類によって、捕獲の目的と推奨される手法は異なる。次表のとおり、鳥獣毎に捕獲等の手法を選択し、被害量のモニタリングを通して捕獲効果の評価を行う。

(第10表)

| 鳥獣の種類 | 捕獲等の目的 | 捕獲実施上の要点 | 推奨される手法 |
|--------------------|-----------------|-----------------------------|---------------------------------|
| イノシシ | 加害個体の排除 | 加害個体の捕獲等（※） | 被害地内又は被害地の周辺におけるわな捕獲 |
| ニホンジカ | 加害個体の排除と個体数の抑制 | 加害個体を中心とする捕獲等 | 被害地内又は被害地の周辺におけるわな捕獲 |
| ニホンザル | 群れの加害レベルの低下 | 追い払い効果の増強 | ニホンザル被害対策指針に従う |
| ツキノワグマ | 危険個体の排除 | 危険個体の判断や錯誤捕獲の回避 | ツキノワグマ管理マニュアルに従う |
| カワウ | 個体数の抑制 食害の軽減 | 個体数の抑制に効果的な捕獲等 追い払い効果の増強 | カワウ被害対策指針に従う |
| ハシブトガラス ハシボソガラス | 個体数の抑制 食害の軽減 | 個体数の抑制に効果的な捕獲等 追い払い効果の増強 | 適切な地域と手法における捕獲等 被害地内での捕獲等（銃） |
| アライグマ ヌートリア | 根絶あるいは抑制 | 痕跡やその疑いを確認した時点での捕獲実施 | 被害地周辺から、捕獲効率上有効な地点までの捕獲等 |
| その他獣類 | 加害個体の排除 | 加害個体の捕獲等 | 被害地内又は被害地の周辺におけるわな捕獲 |
| その他鳥類 | 食害等の軽減 | 追い払い効果の増強 | 被害地内における捕獲等 |

※特にイノシシは被害地での定着性が強く、被害地から離れた場所での捕獲等は被害と関係の無い個体を捕獲する可能性があるため、被害地やその周辺数百メートル以内（イノシシの保護管理に関するレポート（平成25年度版、2014年3月環境省））で捕獲等することが重要である。また、イノシシは多産であり、幼獣の多くは自然淘汰等により死亡する可能性が高く、幼獣のみを捕獲等するのは被害防止上効率的ではないため、成獣とあわせて群れごと捕獲等することが重要である。

② 鳥獣による被害発生子察表の作成

1) 予察表

過去の被害発生状況から、主要な鳥獣による被害の発生地域、発生時期、被害農林水産物の関係は次の予察表に示すとおりである。

(第11表)

| 加害鳥獣名 | 被害発地域 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害農林水産物等 | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----------|------------|------------------------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| イノシシ | 岐阜管内(羽島市、笠松町、岐南町、北方町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・筍・芝生 |
| | 西濃管内(神戸町、輪之内町、安八町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 揖斐管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 可茂管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・生活環境 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・生活環境 |
| | 東濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 恵那管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | 飛騨管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹等 |
| | 下呂管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| ニホンジカ | 岐阜管内(岐阜市、山県市、本巣市) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 西濃管内(神戸町、輪之内町、安八町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 揖斐管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 可茂管内(七宗町、八百津町、白川町、東白川村) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・造林木 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・造林木 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・造林木 |
| | 恵那管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・造林木 |
| | 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・造林木 |
| | 下呂管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | ニホンザル | 岐阜管内(岐阜市、山県市、本巣市) | | | | | | | | | | | | | | |
| 西濃管内(神戸町、輪之内町、安八町除く) | | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| 揖斐管内(揖斐川町) | | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| 可茂管内(美濃加茂市、富加町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村) | | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| 恵那管内 | | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| 飛騨管内 | | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| 下呂管内 | | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| ツキノワグマ | | 岐阜管内(山県市、本巣市) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 揖斐管内(揖斐川町) | | | | | | | | | | | | | | | 果樹 |
| | 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・造林木・養蜂施設・養魚施設 |
| アライグマ | 岐阜管内(北方町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・生活環境 |
| | 西濃管内(海津市) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜 |
| | 可茂管内(美濃加茂市、可児市、富加町、御嵩町、東白川村) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・生活環境 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・生活環境 |
| | 東濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・生活環境 |
| | 恵那管内(恵那市) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| ヌートリア | 岐阜管内全域 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・生活環境 |
| | 西濃管内(海津市、養老町、輪之内町) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | 揖斐管内(大野町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | 可茂管内(美濃加茂市、可児市、富加町、御嵩町、東白川村) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| | 東濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜 |
| ハクビシン | 岐阜管内(岐南町、北方町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹・生活環境 |
| | 西濃管内(海津市) | | | | | | | | | | | | | | | 果樹 |
| | 揖斐管内(大野町除く) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| | 可茂管内(美濃加茂市、可児市、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| | 東濃管内 | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹・生活環境 |
| 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹・生活環境 | |
| アナグマ | 飛騨管内(高山市) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| タヌキ | 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |

| 加害鳥獣名 | 被害発生地域 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害農林水産物等 | |
|-------------|--------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------------|-----------------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| カラス類 | 岐阜管内 | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹・生活環境 |
| | 西濃管内(海津市、養老町、輪之内町) | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| | 揖斐管内 | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹 |
| | 可茂管内(美濃加茂市、川辺町、八百津町、白川町) | | | | | | | | | | | | | | 野菜 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹・生活環境 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹・生活環境 |
| | 東濃管内(多治見市除く) | | | | | | | | | | | | | | 野菜・畜産飼料・生活被害 |
| | 恵那管内 | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・果樹・養殖魚・生活環境 | |
| スズメ | 岐阜管内(山県市、岐南町除く) | | | | | | | | | | | | | | 穀物 |
| | 可茂管内(美濃加茂市) | | | | | | | | | | | | | | 穀物 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | 穀物 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | 穀物 |
| | 東濃管内(土岐市) | | | | | | | | | | | | | | 穀物 |
| | 飛騨管内(飛騨市) | | | | | | | | | | | | | | 穀物・畜産飼料 |
| カワウ | 岐阜管内(羽島市、笠松町、岐南町、北方町除く) | | | | | | | | | | | | | | 魚類 |
| | 可茂管内 | | | | | | | | | | | | | | 魚類 |
| | 中濃管内 | | | | | | | | | | | | | | 魚類 |
| | 郡上管内 | | | | | | | | | | | | | | 魚類 |
| | 恵那管内(中津川市) | | | | | | | | | | | | | | 魚類 |
| | 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | 魚類 |
| カワラバト | 西濃管内(海津市、輪之内町) | | | | | | | | | | | | | | 野菜 |
| | 飛騨管内(白川村除く) | | | | | | | | | | | | | | 穀物・野菜・家畜飼料・生活環境 |
| ヒヨドリ | 西濃管内(海津市) | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| | 飛騨管内(高山市) | | | | | | | | | | | | | | 野菜・果樹 |
| ムクドリ | 岐阜管内(山県市、笠松町、岐南町、北方町除く) | | | | | | | | | | | | | | 生活環境 |
| タイサギ | 飛騨管内(飛騨市) | | | | | | | | | | | | | | 養殖魚・生活環境 |
| アオサギ | 飛騨管内(飛騨市) | | | | | | | | | | | | | | 養殖魚・生活環境 |

※色塗り部分は被害が発生していることを示す。

2) 予察表に係る方針等

上記予察表に示された鳥獣を被害防止捕獲により捕獲等する場合で、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合は、過去の被害発生状況に関する客観的なデータをもとに、被害が発生する前に捕獲計画を立て、それに基づき該当種を一定数捕獲等し、未然に被害を抑制することができるものとする(以下「予察捕獲」という。)。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの規定によらず3)イに定める者は積極的な捕獲等を図るものとする。

予察捕獲を実施するにあたっては、鳥獣の種類別、地域別に予察情報台帳を作成する。予察情報台帳の作成にあたっては、過去3年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行う。また、予察情報台帳においては、被害発生のおそれがある地区ごとに、農林水産物等の被害状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察する。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

3) 予察捕獲の許可基準

ア 予察捕獲ができる場合

被害防止捕獲のうち、生息数を低下させる必要があるほどの激甚な農林水産物や生活環境への被害が、過去3年以上にわたり同じ時期に、同じ地域で、同じ鳥獣が原因で発生している場合。

イ 予察捕獲を行うことができる者

地方公共団体、森林管理署及び平成15年4月16日付け環境省告示第62号に定める法人。

ウ 予察捕獲の対象種

原則として、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、指定管理鳥獣及び外来鳥獣を除く上記予察表に示されている鳥獣とするが、それ以外の被害防止捕獲対象種も対象とする。ただし、地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は対象種としない。

エ 予察捕獲台帳の整備

予察捕獲を許可しようとする場合は、許可権者はあらかじめ予察情報台帳を作成する。市町村長は予察捕獲を実施しようとする前年度の3月15日までに所管の県事務所に届け出る。

オ その他

予察捕獲の区域、数量、期間及びその他の許可基準は④2)による。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

近年、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境の悪化等、人との軋轢は増加している。また、ニホンジカによる過剰な摂食による森林下層植生の衰退や外来生物による摂食等生態系に係る被害も発生している。農林水産業の振興、生活環境の改善及び生態系の保全とこれら鳥獣の適正管理を図るため、鳥獣の生息状況や被害状況を的確に把握するとともに、学識経験者の意見等を踏まえ、関係部局、市町村及び関係団体等が連携を図り、適切な管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第12表)

| 対象鳥獣名 | 年 度 | 防除方法の検討、個体群管理の実施等 | 備 考 |
|--------------|---------------------|---|-----|
| ニホンジカ | 平成29年 ～ 平成33年 | ・第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理を総合的に実施する。 | |
| イノシシ | | ・第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理を総合的に実施する。 | |
| ツキノワグマ | | ・第二種特定鳥獣管理計画、ツキノワグマ管理マニュアルに基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理、人身被害対策の基本的考え方の普及啓発を総合的に実施する。 | |
| ニホンザル | | ・ニホンザル被害対策指針に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理を総合的に実施する。 | |
| ニホンカモシカ | | ・第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理等を総合的に実施する。 | |
| カワウ | | ・カワウ被害対策指針による個体群管理を図る。 | |
| アライグマ、ヌートリア等 | | ・外来生物法に基づく防除実施計画等に基づく個体群管理を図る。 | |

④ 被害防止捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

被害防止捕獲の許可基準は、捕獲者及び捕獲場所の住民等の安全を第一とし、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境への影響、人身への危害、植生の衰退、在来種の圧迫若しくは在来鳥獣との交雑等の自然生態系の攪乱の防止・軽減を図るため、迅速かつ効果的な捕獲等が実施できることを基本として設定する。

なお、市町村は、鳥獣の保護及び管理並びに住民等の安全の確保のため必要と認められる場合は、法令、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針及び本事業計画の範囲内で、運用基準を設けるなど、許可基準の運用について定めることができる。

2) 許可基準

ア 許可権者

知事とする。ただし、岐阜県事務処理の特例に関する条例第2条の別表第1で規定する鳥獣種の捕獲等については市町村長とする。

イ 許可の区分

- 自衛捕獲・・・被害を受けた個人若しくは平成15年4月16日付け環境省告示第62号に定める法人（以下、「法人」という。）若しくは森林管理署、又は、被害を受けた者から依頼された個人若しくは認定鳥獣捕獲等事業者が実施する自衛のための捕獲等。
- 公共捕獲・・・国（森林管理署を除く）及び地方公共団体（以下、「地方公共団体等」という。）が、各計画と依頼に基づき実施する公共的な効果を期待して行う捕獲等。

ウ 捕獲者（個人以外の場合は従事者）の要件

次表のとおりとする。

なお、銃器を使用する場合にあっては、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証を交付されている者であること。

（第13表）

| 許可の区分 | 申請者の区分 | 捕獲者（個人以外の場合は従事者）の要件 |
|-------|--------|--|
| 自衛捕獲 | 個人 | <p>次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者及び次の例外1～3についてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。 ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は当該許可を受けている者。 iii 被害防止捕獲の実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であること。 <p>（例外1）次の場合にはiiに該当しない者を捕獲者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ iiに該当する者とiiに該当しない者が連名で申請し、iiに該当する者がiiに該当しない者を指導する場合。この場合、iiに該当しない者の数はiiに該当する者の数を超えてはならず、iiに該当する者は事故又は違反を生じないよう実地に管理しなければならない。 <p>（例外2）次の場合にはiiおよびiiiに該当しない者を捕獲者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はり網を使用するノウサギ又はユキウサギの捕獲及びわなを使用する狩猟鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを除く。）、外来鳥獣又は一般鳥獣（ニホンザルを除く。）の捕獲の場合。 <p>（例外3）次のA又はBに該当する場合にはiからiiiのいずれにも該当しない者を捕獲者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより次のア）又はイ）に掲げるアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合等であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。 |

| | | |
|-------------|--|--|
| | | <p>ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合。 B 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト（ドバト）等の雛を銃器以外の方法で捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。</p> |
| <p>自衛捕獲</p> | <p>法人 森林管理署 認定鳥獣捕獲等 事業者</p> | <p>次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者及び次の例外1～3についてはこの限りでない。 i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。 ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は当該許可を受けている者。 iii 被害防止捕獲の実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であること。 (例外1) 次の場合にはiiに該当しない者を従事者とすることができる。 ・ iiに該当する者が従事者となりiiに該当しない者を指導する場合。この場合、iiに該当しない者の数はiiに該当する者の数を超えてはならず、iiに該当する者は事故又は違反を生じないように実地に管理しなければならない。 (例外2) 次の場合にはiiおよびiiiに該当しない者を従事者とすることができる。 ・ はり網を使用するノウサギ又はユキウサギの捕獲及びわなを使用する狩猟鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを除く。）、外来鳥獣又は一般鳥獣（ニホンザルを除く。）の捕獲の場合。 (例外3) 次のA、B、C、Dのいずれかに該当する場合にはiからiiiのいずれにも該当しない者を従事者とすることができる。 A 補助者として従事者の指導のもとわなの見回りや餌の補充等の補助作業を行う場合。この場合、補助者は申請者が実施する講習会に参加することにより捕獲及び安全性等に係る知識及び技術を備えていると認められる者とする。 B 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより次のア)又はイ)に掲げるアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合等であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。 ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合。 C 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト（ドバト）等の雛を銃器以外の方法で捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。 D 森林管理局（署）が開催する被害防止捕獲に関する研修を受けた当該職員が銃器以外の方法で捕獲等する場合。</p> |
| <p>公共捕獲</p> | <p>地方公共団体等</p> | <p>次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者又は次の例外1～3についてはこの限りでない。 i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。 ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は当該許可を受けている者。 iii 被害防止捕獲の実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者等（※）であること。 (例外1) 次の場合にはiiに該当しない者を従事者とすることができる。 ・ iiに該当する者が従事者となりiiに該当しない者を指導する場合。この場合、iiに該当しない者の数はiiに該当する者の数を超えてはならず、iiに該当する者は事故又は違反を生じないように実地に管理しなければならない。 (例外2) 次の場合にはiiおよびiiiに該当しない者を従事者とすることができる。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・はり網を使用するノウサギ又はユキウサギの捕獲及びわなを使用する狩猟鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを除く。）、外来鳥獣又は一般鳥獣（ニホンザルを除く。）を捕獲する場合。 （例外3）次の場合にはiからiiiのいずれにも該当しない者を従事者とすることができる。 ・補助者として従事者の指導のもとわなの見回りや餌の補充等の補助作業を行う場合。この場合、補助者は申請者が実施する講習会に参加することにより捕獲及び安全性等に係る知識及び技術を備えていると認められる者とする。 |
|--|--|--|

※「等」とは、地方公共団体等がその従事者に起因する事故等に対して3,000万円以上の損害保険契約と同等以上の損害補償を行う場合を指す。

エ 区域

被害地及びその周辺で必要最小限（森林管理署にあってはその所管する国有林野及び苗畑）の区域とする。公共捕獲においては、特に被害が広域にわたっている場合又は指定管理鳥獣若しくは外来鳥獣の捕獲等の場合は、その区域を含む旧市町村（平成15年3月31日時点の岐阜県内99市町村及び長野県山口村）単位とするなど、必要に応じて区域を設定する。

森林管理署の自衛捕獲において、捕獲区域が民有林に及ぶ場合は、当該市町村と協議して実施する。

捕獲等の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重に取扱う。

オ 鳥獣の種類・数

被害防止の目的を達成するための最小限の頭（羽又は個）数とし、次表の数値内を基準とする。なお、加害鳥獣の種類や頭数の判定を十分に行い、無関係な捕獲等や非効率な捕獲等が行われないよう注意する。

(第14表)

| 区 分 | | 個人 | 法人・森林管理署・ 地方公共団体等・ 認定鳥獣捕獲等事業者 |
|---------------|--|--------|-------------------------------------|
| 鳥 類 (羽) | スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ | 各 10 | 特に定めない |
| | カワウ、カワラバト(ドバト)、カラス類 | 特に定めない | |
| | その他の鳥類 | 各 5 | 各 50 |
| 鳥類の卵(個) | | 特に定めない | |
| 獣 類 (頭) | ノウサギ、ユキウサギ | 各 10 | 100 |
| | イノシシ、ニホンジカ | | 特に定めない |
| | ツキノワグマ | 認めない | 3 |
| | ニホンザル | 10 (※) | 50 (※) |
| | ノイヌ、ノネコ | 特に定めない | |
| | ネズミ類、モグラ類 | | |
| | アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、ハクビシン、チョウセンイタチ、シマリス | | |
| その他の獣類 | 各 5 | 各 20 | |

※ニホンザルの捕獲頭数は、岐阜県ニホンザル被害対策指針に基づき群れの対策ランクや加害レベルに応じて捕獲頭数を検討することとする。

カ 期間

(ア) 被害が生じている時期(※)で、かつ、できる限り短期間とし、次表の期間内を基準とする。
 なお、捕獲等によって当初目的とした被害レベル等が達成された場合は、速やかに捕獲等を停止する。

(第15表)

| 区 分 | | 個人 | 法人・森林管理署・ 地方公共団体等・ 認定鳥獣捕獲等事業者 |
|---------------------------------------|----------|---|-------------------------------------|
| 銃器の 使用 | 鳥類 | スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ | 90日 以内 |
| | | カワウ、カワラバト(ドバト)、カラス類 | 365日 以内 |
| | | その他の鳥類 | 30日 以内 |
| | 獣類 | ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ | 90日 以内 |
| | | その他の獣類 | 30日 以内 |
| わな及 びとめ さしの ための 銃器の 使用 | 鳥類 | スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ | 180日 以内 |
| | | カワウ、カワラバト(ドバト)、カラス類 | 365日 以内 |
| | | その他の鳥類 | 60日 以内 |
| | 獣類 | ニホンザル | 180日 以内 |
| | | イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、ハクビシン、チョウセンイタチ、シマリス | 365日 以内 |
| | | その他の獣類 | 60日 以内 |
| 手捕り | 鳥類及び鳥類の卵 | 365日 以内 | |
| その他 | 鳥類 | 60日 以内 | |
| | 獣類 | 60日 以内 | |

(※) 外来鳥獣の捕獲、個人以外の指定管理鳥獣の捕獲及び予察捕獲についてはこの限りではない。

- (イ) (ア)にかかわらず、航空機の安全な航行に支障を及ぼす鳥獣の飛行場の区域内での捕獲は365日以内とする。
- (ウ) (ア)及び(イ)にかかわらず次の期間は原則として許可しないものとし、当該鳥獣の繁殖期間に十分配慮する。
 - i 愛鳥週間の期間 5月10日から5月16日まで
ただし、鳥類以外の捕獲はこの限りでない。
 - ii ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日。
ただし、湖沼及び河川以外での捕獲等又は銃器を用いない捕獲等はこの限りでない。
 - iii 狩猟期間及びその前後15日間。
ただし、カラス類、カワラバト(ドバト)、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、ハクビシン、チョウセンイタチ又はシマリスの捕獲及び国有林野事業経営に伴うノウサギ又はユキウサギの捕獲等はこの限りでない。

キ 許可基準の特例の設定

知事及び市町村長は、ウ、エ、オ並びにカの（ア）及び（ウ）の許可基準の運用において、鳥獣の生息状況、被害状況など地域の実情により、効果的・効率的な被害防止対策の実施のため必要と認められる場合は許可基準を超えて許可できる。

ク 方法

- （ア）鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等は、法第9条第1項第3号、第12条第1項第3号及び第36条で禁止する猟法以外の猟法とする。ただし、2(3)①に示すわなのほか、鳥類のわなによる捕獲は可とする。
- （イ）捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合を除いて、特別の理由が無い限り脱出口（最短幅30センチメートル以上の穴）等ツキノワグマが脱出可能な機構を設けたはこわなや囲いわなを使用する。併せて、撒き餌により鳥獣を誘引してわなで捕獲する場合には、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとともに、わなを稼働させる前に足跡を十分に確認するよう指導する。
- （ウ）空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるので、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、使用する空気銃の性能及び対象鳥獣の大きさ等を考慮し、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合についてはこの限りでない。
- （エ）わな等の設置数は30以内の必要最低限数とする。ただし、被害を防止するために必要があり適正な管理ができると認められる場合等特段の事情がある場合はこの限りではない。
- （オ）鳥獣の捕獲等にあたっては、止めさし等で鉛製銃弾の回収が確実である場合を除き、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないように努める。
- （カ）被害防止捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用する場合は、被害等の発生の遠因とならないように努める。
- （キ）銃器による止めさしは、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占有したとはいえない場合に行うことについては、以下の4点を満たす場合にあっては、法にいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解される。
 - ・わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
 - ・わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ・わなを仕掛けた捕獲者等の同意に基づき行われるものであること。
 - ・銃器の使用にあたっての安全性が確保されているものであること。
- （ク）使用する銃器は、猟銃・空気銃所持許可証の銃器毎の用途欄に「有害鳥獣駆除」が記載されているものであること。

⑤ 被害防止捕獲の体制の整備等

1) 方針

狩猟者団体等の協力のもと自衛のための捕獲等を促すとともに、地方公共団体等は、あらかじめ的確な捕獲従事者をもって捕獲隊を編成するなど、捕獲体制の整備を行う。

編成する捕獲隊は、捕獲技術の優れた者、捕獲等のために出動可能な者を中心とし、④2)ウに示される補助者を従事者に加えるなど捕獲従事者の確保に努める。一市町村での捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を超えた広域捕獲隊を編成し捕獲従事者の確保に努める。その他、従来の取組に加え、市町村又は農林事業団体の職員を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進するよう指導する。

2) 従事者の育成

捕獲隊には隊長を置くとともに、新たな者を捕獲隊に加える場合は、経験者と行動を共にさせるなど、安全な捕獲技術習得のための必要な指導を行う。捕獲隊に狩猟免許を持たない者を補助者として加える場合、法人、森林管理署又は地方公共団体等が開催する講習会にその者を参加させ、捕獲時の役割の理解や、安全性の確保等に努める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、実施時期、従事者、方法等により被害防止捕獲や狩猟との整合をとり、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行う。

- ① 許可対象者及び捕獲者
 - ・許可対象者は、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の市町村長又は第二種特定鳥獣管理計画に基づく実施計画を策定した市町村長とする。
 - ・従事者は、被害防止捕獲④2)ウによる。なお、実施時期等により狩猟と区分けが可能な場合は、被害防止捕獲④2)ウに示される補助者を従事者に加えることができる。
- ② 鳥獣の種類・数
捕獲等又は採取等の数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）とする。
- ③ 期間
 - 1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。
 - 2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。
- ④ 区域
第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。
- ⑤ 方法
被害防止捕獲④2)クによる。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。
- (2) 愛がんのための飼養の目的
愛がんのための飼養を目的とする捕獲は認めない。
- (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
 - ① 許可対象者
鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
 - ③ 期間

- 6か月以内。
 - ④ 区域
法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- (4) 鵜飼漁業への利用の目的
- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
手捕。
- (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
 - ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
 - ③ 期間
30日以内。
 - ④ 区域
法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的
- 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 申請者及び捕獲実施者への指導等

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等は、捕獲目的に照らして、特に次の点に留意し適正に処理する。

- ① 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）の趣旨に沿って配慮し、できる限り苦痛を与えない方法を用いて適切に実施する。
- ② 捕獲物の処理方法については、鳥獣捕獲許可申請書に明記させるとともに、安易に捕獲実施者（個人以外にあっては従事者）に一任しないこと。また、捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。さらに、非狩猟鳥獣の捕獲個体を生きたまま飼養又は譲渡する場合は、法令に基づき飼養登録を受けるよう指導する。
- ③ 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する。
- ④ 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。
- ⑤ 捕獲物等を食用として活用する場合は食品衛生法等の関係法令やぎふジビエ衛生ガイドラインに基づくよう指導する。
- ⑥ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導する。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目標印（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲等された個体であることを明確にさせる。
- ⑦ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うことなどをあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲等される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 捕獲従事者の指揮監督

地方公共団体等、法人、森林管理署及び認定鳥獣捕獲等事業者は、指揮監督の適正を期するため、従事者の台帳を整備し、従事者が行う捕獲行為の具体的内容を指示するとともに、安全管理や法令遵守について指導する。

(3) 危険の予防

安全な捕獲実施体制を確認するため、法施行規則第7条第3項に基づき、必要に応じて、申請者に対して見回りや止めさし等捕獲の実施体制（実施者、実施場所、わなの種類や数、見回りの頻度・時間帯等）、緊急時の連絡先等を提出させる。また、捕獲等又は採取等の許可にあたっては、申請者に対して事故の発生防止に万全の対策を講じるよう下記を参考に指導等する。

（事前準備）

- ・住居集合地の近くで捕獲等する場合や銃器を使用する場合は、事前に関係地域住民等への周知すること。
- ・可能な限り複数人での行動を心がけ、単独で行動する場合には家族等へ連絡しておくとともに緊急時の連絡体制を確保すること。

（わな）

- ・地域住民が出入りしやすい場所へのわなの設置は避けるとともに、わなを設置した区域に立ち入らないよう注意喚起する旨の看板を十分認識できる位置に設置すること。
- ・わなは、見回り時に斜面上部から安全に捕獲の有無が確認できる見通しのよい地点に設置すること。
- ・くくりわなは、ワイヤーに損傷等がないか確認し、丈夫な立木へ固定すること。
- ・刃物等、銃器以外での止めさしは、可能な限り対象鳥獣をロープやワイヤー等を用いて動けなくしてから行うこと。

（銃器の使用）

- ・銃器の使用にあたっては、暴発、誤射、矢先の確認不十分が事故の主な原因であることから、銃器の点検、脱砲の徹底、周囲状況の確認をすること。

- ・止めさし時の銃器の使用であっても、銃器の使用者以外の者は物陰に隠れること、前方に安土があることを確認し十分に離れた場所から発砲すること。
- ・鳥獣に近づく際には、確実に止めさしされていることを慎重に確認すること。

(その他)

- ・転倒、滑落に気を付けること。
- ・不特定多数の者が入り込む場所で捕獲等を行う場合は、捕獲実施者（個人以外にあっては従事者）は、被害防止捕獲実施中であることを示す腕章を着用すること。

(4) 錯誤捕獲の防止

捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合を除いて、特別の理由が無い限り脱出口（最短幅30センチメートル以上の穴）等ツキノワグマが脱出可能な機構を設けたはこわなや囲いわなを使用する。併せて、撒き餌により鳥獣を誘引してわなで捕獲する場合には、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとともに、わなを架設する前（鳥獣を捕獲できる状態にする前）に足跡等ツキノワグマの痕跡がないか十分に確認するよう指導する。

3-2 許可に関する事務処理の市町村への移譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可に関する事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、引き続き岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）に基づき捕獲等の許可に関する事務の処理を市町村長に移譲する。

3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合した上で行う。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状態等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ④ 平成23年度以前に愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにする。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

違法飼養をなくすため、各種広報紙等により、野鳥の違法使用禁止を普及啓発するとともに、自然保護員による巡視指導を行う。

3-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリ等の食品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所等とする。

3-5 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護又は管理の推進を図る上で必要と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求める。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

傷病鳥獣の捕獲においては、傷病鳥獣の相談内容や相談に対する指導・依頼事例について情報を収集し鳥獣行政の基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるように対処する。

3-6 捕獲等の確認

県内全域における適切な鳥獣の管理をすすめるため、次のような方法により、捕獲実施と捕獲個体の処理両方の確認を行い、確実な捕獲実績の把握に努める。

(1) 捕獲実施の確認

わなによる捕獲の場合 : 捕獲された状態での現場確認を実施することを原則とし、対応が困難な場合は撮影日時等情報の改ざん防止機能を持つ記録媒体を用いた現場写真の撮影等により、捕獲個体が活着している状態で捕獲の実施を確認する。

銃による捕獲等の場合 : 捕獲日に現場で実施の確認を行う。

(2) 捕獲個体の処理の確認

焼却場等において個体が処理される場合は場内で、現地で埋設される場合は埋設の現場で確認を実施することを原則とし、それが困難な場合は改ざん防止機能を持つ記録媒体を用いた処理前後の現場写真の撮影等により適切な処理の実施を確認する。

3-7 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合には、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具（銃器及びわな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。第11次鳥獣保護事業計画においては、散弾銃、ライフル銃及び空気銃等の銃器を用いた狩猟による危険防止のため、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている区域を中心に指定を行い、終了時には138箇所、71,148haが指定されている。

特定猟具（銃）使用禁止区域については、銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域、法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）について指定に努める。

特定猟具（わな）使用禁止区域については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について指定に努める。

なお、特定猟具使用禁止区域の指定期間は、社会的環境の変化を考慮し、原則として10年とし、第12次鳥獣保護管理事業計画の期間内に期間が満了する特定猟具使用禁止区域は、当該地区の土地利用状況を勘案し、原則として再指定を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

面積:ha (第16表)

| | | 既指定特定猟具 使用制限区域 (A) | 年度 | 本計画期間に指定する 特定猟具使用制限区域 | | | | | | 本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用制限区域 | | | | | |
|--------------------------------|----|--------------------------|----------|--------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|----------------------------|----|----|----|----|------|
| | | | | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(B) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(C) |
| 銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域 | 箇所 | 138 | 箇所 | 17 | 15 | 12 | 10 | 14 | 68 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 71,148 | 変動 面積 | 4,454 | 18,990 | 4,902 | 15,119 | 2,745 | 46,210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わな猟に伴 う危険を予 防するため の区域 | 箇所 | 0 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0 | 変動面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 本計画期間に区域減少する特定猟具使用制限区域 | | | | | | 本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特 定猟具使用制限区域 | | | | | | 計画期間中 の増減 (減:△)* | 計画終了時の特 定猟具使用制限 区域** |
|------------------------|----|----|----|----|------|--------------------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|------------------------|----------------------------|
| 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(D) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(E) | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 15 | 12 | 10 | 14 | 67 | 1 | 139 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,349 | 18,990 | 4,902 | 15,119 | 2,745 | 46,105 | 105 | 71,253 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

* 箇所数: (B)-(E)
面積 : (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数: (A)+(B)-(E)
面積 : (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

| 年 度 | 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | |
|--------|-------------------|-----------------|-------|--------------------|-----|
| | 所在地（市町村名） | 名称（特定猟具名） | 指定面積 | 指定期間 | 備 考 |
| 平成29年度 | 垂井町 | 大滝(銃) | 80 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 輪之内町 | 楡俣(銃) | 25 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 揖斐川町 | 北方(銃) | 157 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 池田町 | 池田町東・八幡地区(銃) | 879 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 郡上市 | 大矢元(銃) | 79 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 美濃加茂市 | 稲辺(銃) | 64 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 可児市 | 大森(銃) | 470 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 瑞浪市 | 寺河戸(銃) | 39 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 大萱(銃) | 105 | H29.11.1～H39.10.31 | 新設 |
| | 中津川市 | 西山(銃) | 335 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 恵那後田(銃) | 40 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 串原ベルグレミアリゾート(銃) | 141 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 武並(銃) | 834 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 高山市 | 久々野(銃) | 106 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 高山市 | 平湯(銃) | 470 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 飛騨市 | 山田湖(銃) | 87 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 飛騨市 | 脇谷(銃) | 543 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| 計 | | 17箇所 | 4,454 | | |
| 平成30年度 | 岐阜市 | 長良川北部(銃) | 5,593 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 各務原市 | 各務原市中南部(銃) | 6,711 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 本巣市 | 本巣南部(銃) | 3,142 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 海津市 | 南ノ池(銃) | 4 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 海津市 | こぎろ池(銃) | 12 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 関ヶ原町 | 藤古川水源池(銃) | 3 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 関ヶ原町 | 明神の森(銃) | 337 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 大野町 | 大野北部(銃) | 1,638 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 美濃市 | 中島(銃) | 52 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 千旦林・茄子川(銃) | 580 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 夕立山(銃) | 291 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 下手向(銃) | 407 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 高山市 | 三川(銃) | 8 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 高山市 | 岐阜県畜産研究所(銃) | 47 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 高山市 | 桜野(銃) | 165 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |

| | | | | | |
|--------|-----------------|-----------------|--------|--------------------|-----|
| 計 | | 15箇所 | 18,990 | | |
| 平成31年度 | 瑞穂市 | 瑞穂市東部(銃) | 1,430 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 海津市 | 南濃町中部(銃) | 150 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 垂井町 | 戸海(銃) | 12 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 郡上市 | 白鳥(銃) | 65 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 可児市 | 久々利(銃) | 800 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 川辺町 | 川辺(銃) | 705 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 土岐市 | 土岐津(銃) | 411 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 岩屋堂(銃) | 21 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 上並松(銃) | 140 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 夜明けの森(銃) | 471 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 木曾川西(銃) | 108 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| | 高山市 | 新穂高(銃) | 589 | H31.11.1~H41.10.31 | 再指定 |
| 計 | | 12箇所 | 4,902 | | |
| 平成32年度 | 岐阜市、各務原市 | 長良川東部(銃) | 2,303 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町 | 長良川南部(銃) | 7,090 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 羽島市 | 羽島市(銃) | 4,760 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 海津市 | 津屋川(銃) | 80 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 揖斐川町 | 揖斐高原(銃) | 85 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 揖斐川町 | 横蔵寺裏山(銃) | 134 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 池田町 | 池田の森(銃) | 230 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 関市 | 小金田・倉知内津保川流域(銃) | 35 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 郡上市 | 八幡城山(銃) | 122 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| | 八百津町 | 下田(銃) | 280 | H32.11.1~H42.10.31 | 再指定 |
| 計 | | 10箇所 | 15,119 | | |
| 平成33年度 | 養老町 | 松の木(銃) | 11 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 垂井町 | 南宮山(銃) | 53 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 関市 | 富野(銃) | 185 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 美濃市 | 中山(銃) | 68 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 美濃市 | 古城山(銃) | 225 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 可児市 | やすらぎの森(銃) | 15 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 多治見市 | 脇之島(銃) | 660 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 土岐市 | 河合(銃) | 75 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 椈の湖(銃) | 21 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 中津川市 | 稲荷山(銃) | 76 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |
| | 恵那市 | 大正村明智の森(銃) | 78 | H33.11.1~H43.10.31 | 再指定 |

| | | | | | |
|----|-----|----------|--------|--------------------|-----|
| | 下呂市 | 川原・中瀬(銃) | 85 | H33.11.1～H43.10.31 | 再指定 |
| | 飛騨市 | 流葉(銃) | 435 | H33.11.1～H43.10.31 | 再指定 |
| | 飛騨市 | 飛騨古川(銃) | 758 | H33.11.1～H43.10.31 | 再指定 |
| 計 | | 14箇所 | 2,745 | | |
| 合計 | | 68箇所 | 46,210 | | |

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

休猟区の指定が解除された区域等、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ、当該区域を銃猟若しくはわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定する。

3 猟区の設定

(1) 方針

第11次鳥獣保護事業計画終了時で、県内に設定されている猟区は1箇所、面積は749haで、第12次鳥獣保護管理事業計画期間中に期間満了となる。本計画中においては、猟区設定者からの毎登録年度終了後30日以内に猟区の成績報告書を提出させ、必要に応じて、猟区の適正な管理運営について指導する。

設定の認可に当たっては、適切で安全な狩猟の実施を図る観点から、次の点を十分考慮する。

- ① 土地所有者や地域の関係者と調整していること。
- ② 管理経営に必要な技術と能力を有すること。
- ③ 猟区の運営目的に即した者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ④ 生物多様性、野生鳥獣の保護及び管理や第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣が指定する区域以外について指定する。

第11次鳥獣保護事業計画終了時で、3箇所、面積659haについて指定猟法（鉛製散弾を使用する方法）禁止区域が設定されているが、設定期間の末期は設定されていない。

鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲等が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた時には、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

本計画期間内において、ある鳥獣について第一種特定鳥獣保護計画を策定すべきと判断される場合は以下により対応する。

(1) 計画作成の目的

第一種特定鳥獣保護計画は、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(3) 計画期間

計画期間は原則5年間とするが、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を行う。

(4) 対象地域

計画の対象地域は、原則として行政界や明確な地形界を区域線として設定する。また、近隣県と連携して保護を進めることができるように協議・調整を行う。

(5) 計画の目標

保護の目標の設定にあたっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、適正な保護の目標を設定できるよう、必要に応じて当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について調査を実施する。保護の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理の目標を設定する。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業への反映によるフィードバックシステムの導入のもと、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。また、設定された目標については、保護事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行う。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当

該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

(3) 計画期間

計画期間は原則5年間とするが、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を行う。

(4) 対象地域

計画の対象地域は、原則として行政界や明確な地形界を区域線として設定する。また、近隣県と連携して管理を進めることができるように協議・調整を行う。

(5) 計画の目標

管理の目標の設定にあたっては、科学的な知見及び各地の実事例に基づき、適正な管理の目標を設定できるよう、必要に応じて当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について調査を実施する。管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理の目標を設定する。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入のもと、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。また、設定された目標については、管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行う。

(第18表)

| 計画作成年度 | 対象鳥獣の種類 | 計画作成の目的 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|--------|---------|--|------------------|------|----|
| 平成30年度 | ツキノワグマ | 科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、人との共存関係を構築する。 | H31.4.1～H36.3.31 | 県内全域 | |
| 平成31年度 | イノシシ | 科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。 | H32.4.1～H37.3.31 | 県内全域 | |
| 平成32年度 | ニホンジカ | 科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害や生態系被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。 | H33.4.1～H38.3.31 | 県内全域 | |
| 平成33年度 | ニホンカモシカ | 科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。 | H34.4.1～H39.3.31 | 県内全域 | |

※各計画について、第12次鳥獣保護管理事業計画期間の終了時には、次期事業計画との整合を図る。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であって、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、目的、実施期間、実施区域、目標、事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価等を定めるものとする。

(1) 目的

当該鳥獣による被害の動向、県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息動向、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、他の個体群管理のための事業を補完し、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のため必要な場合に実施するものとする。

(2) 実施期間

実施期間については、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、また、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態、地域の実情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

(3) 実施区域

実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域を定めるものとする。

(4) 目標

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績や個体数推定等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めて差し支えないものとする。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

第二種特定鳥獣管理計画の整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画を効果的・効率的に実施するため、必要に応じて市町村において実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護又は管理対策及び狩猟対策等の基礎資料とするために、県内に生息する鳥獣の種類、分布、生息数等について、大学、博物館、保護団体及び研究者等の協力を得て把握する。

なお、広域的な鳥獣の保護又は管理を進める上で、狩猟及び被害防止捕獲等による捕獲等の情報（頭数、性別、位置等）は、有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証並びに出猟カレンダーより報告される情報を収集し活用を図る。

さらに、各種調査の実施にあたっては鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュを単位として収集し、必要に応じて県のホームページ等を活用し広く県民に情報提供を行う。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

第11次鳥獣保護事業計画期間中には、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等にかかる生息動向の調査を実施しており、今後も継続的かつ効果的な調査を実施する。

(2) 管理対象鳥獣生息状況調査

県内に生息する鳥獣のうち、農林水産物等に被害を与えるなど、人との軋轢が生じ、管理が必要となることが考えられる種について実施する。

(第19表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 |
|------------|---------------------|--|
| ツキノワグマ | H29 H29～H33 | 統計手法等を用いた生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 県民からの目撃情報や被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 堅果類豊凶調査 |
| イノシシ | H29～H33 | 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 |
| ニホンジカ | H30, H31 H29～H33 | 糞塊密度法（※）や統計手法等を用いた生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 森林下層植生の衰退度調査 ※ニホンジカと同じ草食動物であるニホンカモシカについても情報収集する。 |
| ニホンカモシカ | H32 H29～H33 | 区画法（※）等を用いた生息状況調査 滅失届や捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 狩猟者からの目撃情報の収集 ※ニホンカモシカと同じ草食動物であるニホンジカについても情報収集する。 |
| ニホンザル | H29～H33 | 狩猟者からの目撃情報や被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 |
| カワウ サギ類 | H29～H33 | 県内のコロニーにおける生息数、繁殖状況調査 |

(3) 希少鳥獣等保護調査

岐阜県レッドデータブックに掲載されている絶滅が危惧される鳥類について、必要に応じて現地調査や有識者からの聞き取り調査を行い、保護施策等の基礎データとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするために、環境省が実施する全国的な一斉調査を基本として、生息数や生態の調査を行う。

(第20表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備 考 |
|--------|---------|--|-----|
| 県内の渡来地 | H29～H33 | ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地において、種別の個体数を目視により調査する。 | |

(5) カモ類糞便調査

家禽やヒトへの高病原性鳥インフルエンザの感染予防に資するため、県内に飛来するカモ類の同ウイルスの保有状況を調査する。

(第21表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備 考 |
|--------|---------|----------------------------------|-----|
| 県内の渡来地 | H29～H33 | カモ類の生息地において、糞便を採取し遺伝子検査等により調査する。 | |

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区（特別保護地区）並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

(第22表)

| 対象保護区等の名称 | 調査年度 | 調査の種類・方法 | 備 考 |
|------------------------|------------|---|-----|
| 全ての鳥獣保護区（特別保護地区）並びに休猟区 | 更新又は指定の前年度 | 鳥獣の生息状況について、現地調査、自動撮影カメラ調査及び聞き取り調査を行い、指定の効果を把握する。 | |

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣生息状況調査、放鳥効果測定調査、狩猟実態調査を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況及び捕獲等の状況を調査する。

(第23表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備 考 |
|---------|---------|---|-----|
| 主要な狩猟鳥獣 | H29～H33 | 狩猟者から捕獲情報を収集し、鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュ単位で情報整理する。 | |

(3) 放鳥効果測定調査

狩猟者から捕獲目撃情報を収集するとともに、放鳥するヤマドリに付した標識（足環）の回収報告をもとに当該地域での定着状況を調査し、放鳥による効果を測定する。

(第24表)

| 対象種類 | 調査年度 | 調査方法 | 備 考 |
|------|---------|--|--------------------------------|
| ヤマドリ | H29～H33 | 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 回収された標識（足環）から、放鳥した地域での定着割合、年齢を把握する。 | 足環には、県名の頭文字「岐」、放鳥年度（和暦）及び番号を記載 |

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の意識等を調査する。

(第25表)

| 対象種類 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備 考 |
|------|---------|---|-----|
| 狩猟鳥獣 | H29～H33 | 狩猟免許取得希望者や狩猟者を対象にアンケート調査や出猟カレンダー調査を実施し、狩猟者の実態を把握する。 | |

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁及び現地機関を通じて、鳥獣保護管理事業の実施並びに適正な狩猟の指導及び各種の取り締まりを行うだけでなく、鳥獣による農林業被害等の軽減に向け被害防除対策、生息環境管理、個体群管理について農林部局と連携を図るなど、体制の強化に努める。また、研究機関と連携し研修を行うなど必要な知識の修得に努める。

(2) 設置計画

(第26表)

| 区 分 | 現 況 | | | 計画終了時 | | | 備 考 |
|-------------------------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|--|
| | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | |
| 本 庁 環境生活部自然環境保全課 生物多様性係 | 1人 | 6人 | 7人 | 1人 | 6人 | 7人 | 鳥獣保護管理事業全般 狩猟、密猟鳥等取り締まり 狩猟免許事務 狩猟者登録事務（県外分） 環境影響評価(鳥獣)指導事務 |
| 現地機関 県事務所 岐阜地域環境室 | 0人 | 16人 | 16人 | 0人 | 16人 | 16人 | 鳥獣保護管理事業全般 狩猟者登録事務（県内分） 狩猟、密猟鳥等の取り締まり 被害防止捕獲許可事務 特別保護地区の制限行為許可事務 狩猟免許更新講習 |
| 現地機関 野生鳥獣リハビリセンター | 0人 | 6人 | 6人 | 0人 | 6人 | 6人 | 傷病鳥獣の治療、飛翔訓練等 野生動物の保護及び管理に関する普及啓発 |

※課長以上を除く担当職員の人員

(3) 研修計画

(第27表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容 | 備考 |
|------------------|----|-------|------|----|-----|----------------------|---------|
| 野生生物研修 | 国 | 12月 | 1 | 全国 | 1人 | 鳥獣の保護及び管理、狩猟業務に必要な知識 | |
| 特定鳥獣の保護及び管理に係る研修 | 国 | 通年 | 3 | 全国 | 3人 | 特定鳥獣の保護及び管理に関する知識 | |
| 鳥獣行政担当者会議 | 県 | 4,9月 | 2 | 全県 | 16人 | 鳥獣行政全般 | |
| 鳥獣行政電算システム研修 | 県 | 5月 | 1 | 全県 | 16人 | 狩猟免許更新、狩猟者登録等の電算処理 | |
| 被害防止捕獲研修 | 県 | 5月～6月 | 3 | 全県 | 60人 | 法令、保護及び管理の考え方 | 3(2)と共通 |

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理や自然保護行政事務を補助させる目的で知事が任命した自然保護員による鳥獣の保護及び管理及び狩猟に係る調査、指導及び監視の実施により、鳥獣行政を円滑かつ適正に推進する。

(2) 設置計画

(第28表)

| 基準設置数 (A) | 平成28年度末 | | 年度計画 | | | | | | |
|--------------|---------|----------|--------|------|------|------|------|------|----------|
| | 人員(B) | 充足率(B/A) | 平成29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 計(C) | 充足率(C/A) |
| 13人 | 13人 | 100% | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | 100% |

(3) 年間活動計画

(第29表)

| 活動内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 飼養鳥獣等の巡回指導 | | ← | → | | | | | | | | | | |
| 鳥獣による被害調査 | ← | | | | | | | | | | | → | |
| わなの標識の設置指導 | ← | | | | | | | | | | | → | |
| 密猟防止指導 | ← | | | | | | | | | | | → | |
| 狩猟事故防止巡視 | | | | | | | | ← | → | | | | |
| 野鳥の監視 | ← | → | | | | | ← | | | | | → | |

(4) 研修計画

(第30表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容 | 備考 |
|---------|----|----|------|----|-----|--------------------------|----|
| 自然保護員研修 | 県 | 5月 | 1 | 全県 | 13人 | 鳥獣の保護及び管理並びに自然保護行政に必要な知識 | |

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

関係部局、狩猟者団体や研究機関と連携し、県鳥獣行政職員や県農林部局の担当職員、市町村担当職員、狩猟免許取得者、捕獲従事者、農林業事業者や農林高校の生徒等に対して、各種研修や資料の配布を通じて、狩猟制度や鳥獣の保護及び管理のために必要な知識を普及し、担い手の育成及び確保を図る。

(2) 研修計画

(第31表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容 | 備考 |
|----------------------------|----|---------|------|----|--------|--------------------|----|
| 狩猟免許試験予備講習会 (免許取得希望者向け) | 県 | 6月～11月 | 4 | 全県 | 400人 | 法令、猟具の扱い、事故防止 | |
| 狩猟事故防止研修会 (狩猟免許所持者向け) | 県 | 9月～11月 | 30 | 全県 | 600人 | 法令、猟銃の事故防止に係る知識 | |
| 捕獲技術習得実地研修 (狩猟免許所持者向け) | 県 | 11月～12月 | - | 全県 | 100人 | 猟場での捕獲技術、事故防止 | |
| 狩猟免許更新講習 (狩猟免許所持者向け) | 県 | 6月～9月 | 8 | 全県 | 1,200人 | 法令、保護及び管理の考え方、事故防止 | |
| わな捕獲技術向上研修会 (狩猟免許所持者向け) | 県 | 6月～12月 | 3 | 全県 | 120人 | わなによる捕獲技術、事故防止 | |
| 被害防止捕獲研修 (行政職員向け) | 県 | 5月～6月 | 3 | 全県 | 60人 | 法令、保護及び管理の考え方、事故防止 | |

※この他、保護及び管理の担い手を確保・育成するための研修として、国、県農林部局、市町村が実施する各種研修が想定される。

(3) 狩猟免許取得者・捕獲従事者の確保・育成

狩猟等捕獲の社会的な意義を踏まえ、狩猟免許所持者・捕獲従事者の減少及び高齢化が進んでいることから、県農林部局、狩猟者団体や研究機関等と連携し、狩猟免許所持者・捕獲従事者の確保・育成のため上記研修の他下記のような対策を講ずる。

- ① 狩猟免許試験実施回数の増加、週休日開催
- ② 狩猟等捕獲の社会的意義や免許取得・更新についての普及啓発、周知
 - ア 農林業事業者に対する資料配布

- イ 狩猟免許取得者に対する資料配布
- ウ 農林高校の生徒等若年層に対する資料配布、出前授業等

(4) 専門的知見を持つ人材の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、国の事業等、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用する。

4 取締り

(1) 方針

法令違反の取り締まりにあたっては、特別司法警察員、自然保護員及び警察機関との連携を密にし、特に次の事項について重点的に取り締まる。

- ① 鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における捕獲
- ② 狩猟期間の前後における網・わなの設置
- ③ 無許可飼養、カスミ網による密猟防止

(2) 年間計画

(第32表)

| 事 項 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 備 考 |
|-------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 捕獲禁止区域での捕獲 | | | | | | | | ← | | | | → | |
| 狩猟期間前後網わな設置 | | | | | | | ← | | | | | → | |
| 無許可飼養・カスミ網 | ← | | | | | | | | | | | | → |
| その他の法令違反 | ← | | | | | | | | | | | | → |

5 岐阜県野生鳥獣リハビリセンター

(1) 方針

平成26年度に運営が開始された岐阜県野生鳥獣リハビリセンター（所在地：美濃市）が、第九 5「傷病鳥獣救護の基本的な対応」に基づき保護収容された個体の治療及び飛翔訓練等を行う。その運営は「岐阜県野生鳥獣リハビリセンター施設管理運営等マニュアル」による。

また、出前講座等により野生動物の保護及び管理の基本的な知識の普及啓発を行う。

(2) 施設整備計画

必要に応じて施設の改修等を検討する。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県には、多種多様な鳥獣が生息しているが、開発等による生息環境の変化等に伴い、平成22年8月に改定した岐阜県レッドデータブック（動物編）改定版によると、哺乳類相で21種、鳥類相で33種の野生鳥獣が絶滅危惧種又は準絶滅危惧種として選定されている。他方では、イノシシやニホンジカ等の一部の野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境等への被害が広がり、人間との間に大きな軋轢を生じさせている。県では、第二種特定鳥獣管理計画を策定することにより、科学的なデータに基づいた管理の目標を設定し、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を一体的に実施することにより、鳥獣の管理の推進を図ることとしている。

その中で、被害の発生等により、鳥獣保護区等の指定に対する地域住民の理解が得にくくなっており、適切な被害防止捕獲の実施や個体数調整捕獲を進めつつ、野生鳥獣との共存に向けた更なる普及啓発が必要となっている。

また、第一種銃猟免許所持者の減少や高齢化による、個体群管理への影響についても、その動向を注視し、捕獲等に従事できる者を育成するための施策を検討しておくことが必要となっている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

国指定の鳥獣保護区である北アルプス鳥獣保護区及び白山鳥獣保護区には、標高2,000mを超える高山帯地域が含まれている。近年、その保護区内の高山帯にイノシシ等が侵入し高山植物を掘り起こす事案が報告されている。そこで、環境省や関係団体と連携を強化する中で対応策について検討し、必要に応じて捕獲や除去に協力する体制づくりを行う。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は、猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取り組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について入猟者承認制度による地域個体群の管理を検討する。

5 傷病野生鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

野生鳥獣は他の鳥獣を含む野生生物の食物連鎖の中で生と死を繰り返しており、傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。野生鳥獣は、その死を含めて健全な生態系の維持に重要な役割を担うという原則を踏まえつつ、種の保存のため、絶滅が危惧される野生鳥獣を対象として救護を行う。

県の傷病野生鳥獣救護の対象は、個体レベルでの保全が必要とされる種の保存法による国内希少野生動物種であり、かつ放野可能と見込まれる個体とする。その救護が必要な個体は保護収容し、治療及び飛翔訓練等を行い、放野を図る。

また、野生鳥獣の命は、食物連鎖により支えられ、これが繰り返されることにより生態系が維持されていることに最大限配慮し、ペットなどの動物愛護とは異なることを念頭に置いて、傷病野生鳥獣の対応を通じて人と野生鳥獣との適切な関わり方を県民に普及啓発する。併せて、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、普及啓発を図る。

(2) 救護個体の取り扱い

救護個体の取り扱いは以下の考え方を基本とするほか、「岐阜県傷病野生鳥獣救護事業事務処理要領」及び「岐阜県傷病野生鳥獣救護マニュアル」により対応する。

- ① 捕獲・収容にあたっては、法のほか、種の保存法や文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- ② 救護対象種の収容、診療、飛翔訓練及び放野の可否の判定は、関係機関等の協力を得て行う。
- ③ 感染症予防の観点から適切な対応をする。

6 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招いたり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせたりするおそれがある。

このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止について普及啓発等を積極的に推進する。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努める。

(2) 年間計画

(第33表)

| 重点項目 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 | | |
|------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-----|-----------------|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| 注意喚起 | ← | | | | | | | | | | | | | → | 広報紙 県HP 等 | 一般県民 |
| 普及啓発 | ← | | | | | | | | | | | | | → | | |

7 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザは、例年、野鳥や家禽での発生が全国で確認されている。本県では、平成26年12月に野鳥（オシドリ）でH5N8亜型の、平成29年1月に家禽でH5N6亜型の、平成29年2月に野鳥（ハヤブサ）でH5N6型の高病原性鳥インフルエンザが発生している。本病は家禽に対して高致死性を示すことから家禽産業に及ぼす影響は甚大であり、新型インフルエンザの発生やヒトへの感染も懸念されるなど社会的経済的に重要な疾病の一つである。

そのため、県は野鳥の監視により感染の早期発見及び感染状況の把握に努めるとともに、野鳥との接し方等の住民への情報提供や関係機関との情報共有を通じてヒトや家禽への感染予防と感染拡大防止に努める。また、野鳥の監視については、状況に応じて、関係団体と連携して監視体制の強化を図る。

これらの対策は環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「岐阜県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づいて行うものとする。

その他の感染症についても、鳥獣の異常死又は傷病野生鳥獣の発生の発見等により把握に努める。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発

① 方針

鳥獣の保護及び管理の推進に不可欠な県民の理解と協力を得るため、関係機関との連携のもとシンポジウムの開催等による普及啓発を行う。また、長期的視点に立ち、特に若年層の生物多様性や野生生物に対する関心を高めるとともに鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方を普及するため、関係機関との連携のもと関係図書の配布や貸出し、愛鳥ポスターコンクール等を行う。

② 事業の年間計画

(第34表)

| 事業内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|--------------------|--------|----|----|--------|----|----|-----|-----|-----|--------|----|----|-----------------------------|-------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 愛鳥週間ポスターコンクールの作品募集 | | | | ←————→ | | | | | | | | | | 各学校 |
| 関係図書の配布、講師派遣等 | | | | | | | | | | ←————→ | | | | 野鳥保護パートナー校等 |
| 県広報、HP、関係刊行物等による広報 | ←————→ | | | | | | | | | | | | 愛鳥週間 ヒナを拾わないで カスミ網防止等 | |

③ 愛鳥週間行事等の計画

1) 愛鳥週間行事

- ・愛鳥週間作品展示、野生生物保護功労者表彰等

2) 鳥獣保護実績発表会

(2) 野鳥の森等の整備

県内に整備した野鳥の森には案内板、野鳥姿図等が整備されており、地域住民の憩いの場として利用されている。老朽化した施設については、利用状況と利用者の安全に配慮して適切に対応する。

(第35表)

| 名称 | 整備年度 | 施設の所在地 | 面積 | 施設の概要 | 施設の内容 | 備考 |
|-------|---------|---------|-------|--------------|-------|-----------------------------------|
| 千光寺 | S48 | 高山市 | 36ha | 野鳥姿図 | | 現施設の老朽化した施設は利用状況と利用者の安全に配慮して対応する。 |
| いこいの森 | S48 | 揖斐郡揖斐川町 | 150ha | 野鳥姿図 | | |
| 養老公園 | S49 | 養老郡養老町 | 79ha | 野鳥姿図 | | |
| 百年公園 | S49～S50 | 関市 | 100ha | 観察舎、案内板、野鳥姿図 | | |

(3) 野鳥保護パートナー校の育成

① 方針

小中学校の児童や高等学校の生徒に生物多様性の基本的な考え方や野生鳥獣についての基本的な考え（野生鳥獣は愛がん動物(ペット)・産業動物(家畜)とは接し方が異なり公衆衛生上触れ合わないことが基本であること等)を普及するため、小中学校や高等学校に対し、愛鳥ポスターコンクールへの参加の呼び掛け等を行い野鳥保護に関する関心を高めるとともに、コンクール参加校等を野鳥保護パートナー校として位置付け、下記による普及啓発を図る。

② 内容

- 1) 生物多様性等に関する図書等、教材の配布
- 2) 生物多様性等についての助言、講師派遣及び出前講座

(4) 法令等の普及徹底

① 方針

最近における鳥獣関係法令違反は、非狩猟鳥獣の捕獲等やその飼養、捕獲禁止区域(猟法)での狩猟、狩猟期間外の狩猟が大部分を占めており、近年はわな猟による不適切な事案も多発している。また、カスミ網による密猟の摘発件数は減少したが、依然として根絶には至っていない。また全国的には猟犬による事故も発生している。こうした違法行為や不適切行為の根絶を目指し、次の事項を重点として、法令等の周知徹底を図る。

- 1) 野鳥の密猟及び違法飼養防止
- 2) 被害防止捕獲制度の適切な運用
- 3) 狩猟制度、マナー、事故防止
- 4) カスミ網による密猟防止

② 年間計画

(第36表)

| 重点項目 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 | |
|----------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-------------------------|---------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 密猟及び違法飼養防止 | ← | | | | | | | | | | | | → | 県・市町村広報チラシ等 | 一般県民 |
| 被害防止捕獲制度の適切な運用 | ← | | | → | | | | | | | | | | 県・市町村広報チラシ等 | 一般県民 捕獲従事者 |
| 狩猟制度、マナー、事故防止 (※) | | | | | | | ← | | | | | | → | 猟友会役員会及び支部総会、会報、狩猟者講習会等 | 狩猟者 |
| カスミ網による密猟防止 | | | | | | ← | | | | → | | | | 県・市町村広報パトロール等 | 一般県民 |

※猟犬の管理（関係法令による必要な措置や猟犬の訓練・回収の徹底等）を含む